

P F I 事業の実施方針の策定の見通しの公表について

令和元年7月

北九州市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を次のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
新日明工場整備運営事業	事業契約日から 令和27年3月まで（予定）	本市の一般廃棄物処理施設として新設する新日明工場の設計・建設業務から運営・維持管理業務	北九州市小倉北区 西港町96番2号	令和元年7月（予定）